

令和6年度版 電気設備工事仕様書の主な改訂内容

項 目 (ページ)	令和5年度版 (現 行)	令和6年度版 (改 訂)
<p>I. 共通仕様</p> <p>6. 現場代理人及び電気保安技術者・主任技術者等の配置及び資格 (1) 現場代理人 (ページ4)</p> <p>28. 建設リサイクル (再資源化) 対象 (ページ15)</p>	<p>※①密接な関連がある2以上の工事で、工事現場相互の間隔が10 km程度において施工する工事で同一の専任の主任技術者が管理することができる場合、②同一の建設業者、契約工期の重複する工事であって、それぞれの工事対象の工作物等に一体性が認められるもので同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することができる場合は、請負代金額に関わらず現場代理人を兼任することができる。</p> <p>下記の廃棄物については建設リサイクル法に準拠し適切に処理すること。</p> <p>(1) 特定建設資材廃棄物(コンクリート、アスファルトコンクリート、木材)</p> <p>(2) 金属類</p> <p>(3) 小型二次電池 ニカド電池、小形シール鉛蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池</p>	<p>※①密接な関連がある2以上の工事で、工事現場相互の間隔が10 km程度において施工する工事で同一の専任の主任技術者が管理することができる場合、②同一の建設業者、契約工期の重複する工事であって、それぞれの工事対象の工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)で同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することができる場合は、請負代金額に関わらず現場代理人を兼任することができる。</p> <p style="text-align: right;">【変更】</p> <p>特定建設資材廃棄物(コンクリート、アスファルトコンクリート、木材)については建設リサイクル法に準拠し適切に処理すること。</p> <p style="text-align: right;">【変更】</p>

令和6年度版 電気設備工事仕様書の主な改訂内容

項 目 (ページ)	令和5年度版 (現 行)	令和6年度版 (改 訂)																												
Ⅲ. 施工標準仕様 4. ボックス等の施工 (3) プルボックスの仕様 (ページ 41)	プルボックスの仕様区分は下表とする。 <table border="1" data-bbox="427 467 1223 600"> <thead> <tr> <th colspan="2">設 置 場 所</th> <th>プ ル ボ ッ ク ス 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般屋内</td> <td>いんべい部</td> <td>サビ止め</td> </tr> <tr> <td>露出部</td> <td>メラミン焼き付け</td> </tr> <tr> <td colspan="2">湿気、水気の多い場所</td> <td>溶融亜鉛メッキ、VE又はFRP</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋外</td> <td>溶融亜鉛メッキ、VE、FRP、SUS</td> </tr> </tbody> </table>	設 置 場 所		プ ル ボ ッ ク ス 仕 様	一般屋内	いんべい部	サビ止め	露出部	メラミン焼き付け	湿気、水気の多い場所		溶融亜鉛メッキ、VE又はFRP	屋外		溶融亜鉛メッキ、VE、FRP、SUS	プルボックスの仕様区分は下表とする。 <table border="1" data-bbox="1339 467 2112 600"> <thead> <tr> <th colspan="2">設 置 場 所</th> <th>プ ル ボ ッ ク ス 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般屋内</td> <td>いんべい部</td> <td>サビ止め</td> </tr> <tr> <td>露出部</td> <td>メラミン焼付又はサビ止め</td> </tr> <tr> <td colspan="2">湿気、水気の多い場所</td> <td>溶融亜鉛メッキ、VE又はFRP</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋外</td> <td>溶融亜鉛メッキ、VE、FRP又はSUS</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【変更】</p>	設 置 場 所		プ ル ボ ッ ク ス 仕 様	一般屋内	いんべい部	サビ止め	露出部	メラミン焼付又はサビ止め	湿気、水気の多い場所		溶融亜鉛メッキ、VE又はFRP	屋外		溶融亜鉛メッキ、VE、FRP又はSUS
設 置 場 所		プ ル ボ ッ ク ス 仕 様																												
一般屋内	いんべい部	サビ止め																												
	露出部	メラミン焼き付け																												
湿気、水気の多い場所		溶融亜鉛メッキ、VE又はFRP																												
屋外		溶融亜鉛メッキ、VE、FRP、SUS																												
設 置 場 所		プ ル ボ ッ ク ス 仕 様																												
一般屋内	いんべい部	サビ止め																												
	露出部	メラミン焼付又はサビ止め																												
湿気、水気の多い場所		溶融亜鉛メッキ、VE又はFRP																												
屋外		溶融亜鉛メッキ、VE、FRP又はSUS																												
Ⅸ. 様式集 (様式1) 電気保安技術者指定通知書 (ページ 70)	(枠外) 記載なし	(枠外) ※紙面で提出する場合は押印すること																												
(様式集2) 電気保安技術者経歴書 (ページ 71)	(枠外) 記載なし	(枠外) ※紙面で提出する場合は押印すること																												
(様式集3) 使用資材届 (ページ 72)	(枠外) 記載なし	(枠外) ※紙面で提出する場合は押印すること																												